

## 酒匂川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

( 改 正 後 の 全 文 )

- 1 本要領は、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
  
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
  
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
  - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
  
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。
  - (1) 県負担額
 
$$= \text{水質管理費の公費の} 1/2 \text{の額} \\ + \text{調査研究費の} 1/2 \text{の額} \\ + \text{一般管理費のうち常勤役員報酬の} 1/2 \text{の額} \\ + \text{広報費の} 1/2 \text{の額}$$
  - (2) 関連市町負担総額
 
$$= \text{負担対象額} - \text{県負担額}$$
  
- 5 各年度の維持管理負担金は、次により算定した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。

$$\begin{aligned} \text{当該年度各市町} &= \left[ \begin{array}{c} \text{当該年度関連} \\ \times \\ \text{市町負担総額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{当該年度各市} \\ \times \\ \text{町予定負担率} \end{array} \right] \\ \text{維持管理負担金} &= \left[ \begin{array}{c} \text{前々年度関連} \\ + \\ \text{市町負担総額} \end{array} \right] \\ &\quad \times \left[ \begin{array}{c} \text{前々年度各市} \\ \times \\ \text{町実績負担率} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前々年度各市町} \\ - \\ \text{維持管理負担金} \end{array} \right] \end{aligned}$$

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

$$\text{各年度各市町負担率（予定・実績）} = \frac{\text{汚水量（予定・実績)}}{\text{総汚水量（予定・実績）}}$$

7 各年度の汚水量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定汚水量は、「酒匂川流域下水道の維持管理について」により試算した水量とする。
- (2) 各年度の実績汚水量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 実績汚水量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙一1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1／6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1／4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1／3の額
第 4 期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> －<第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開序日とする。
- (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
- (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1／4の額として算出する。

9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。

10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。

11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。

12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

附 則

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度分の別紙－1による報告については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別紙－1

第 号

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

市 (町) 長

平成 年度実績流入量について (報告)

平成 年度に酒匂川流域下水道へ流入した水量の実績は、次の通りでしたので報告します。

実績流入量
m <sup>3</sup> /年

(問い合わせ先  
内 )

(注意事項)

- 1 実績流入量とは、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量として、各市町が測定した水量とする。
- 2 本報告書は、神奈川県国土整備局河川下水道部下水道課に提出するものとする。